

船橋市長 松戸徹 様
船橋市教育長 松本淳 様

日本共産党船橋市議団
代表 岩井友子

生理(月経)、痴漢等による不利益から受験生を守るよう緊急要請

病気等のやむを得ない事情での受験日の欠席には受験機会(追検査)が保障されています。そしてそのことは中学校、受験者、保護者にも広く知られているところです。しかし生理随伴症状による体調不良がその対象になったことはまだまだ周知が不足しています。また受験者の周囲の大人の中には「生理は病気ではない」との意識をもつ者がおり、日頃からそれらの言説を聞かされている受験者はたとえ上記のことを知っていたとしても、保護者や教員に対して、生理を理由に受験を欠席したいとは言い出しにくいことでしょう。

さらに痴漢の被害に遭った場合も、追検査や試験時間の繰下げなどの対応を行うように文部科学省からの通知があったことは、ましてや周知されていません。「受験生は試験時間に遅刻しないことを第一としている。被害にあっても泣き寝入りをするから、痴漢のやりたい放題だ」などと痴漢行為を煽る投稿が受験シーズンにはインターネット上に多く見られます。痴漢は加害者が100%悪く、被害者には一切の責めを負わせるべきではありませんが、一目で受験者だとわかる制服を自衛のために着ないという選択を受験者がすることも認められるべきことです。よって以下の事項を緊急に要請します。

1. 市立船橋高校においては、生理随伴症状による体調不良、および痴漢の被害を理由とする申し出が受験者からあれば、試験時間の繰下げ、または追検査の受験機会を必ず確保すること。
2. 受験者が受験日に生理随伴症状による体調不良、および痴漢の被害にあった場合、試験時間の繰下げや追検査などの救済措置があることを市内の中学校、生徒(志願者)、保護者に緊急に周知徹底すること。
3. 生理に伴う体調不良や痴漢の被害にあったことは本人の申し出のみにおいて認定し、その証明のために人権侵害や2次加害を決して行わないよう、中学および市立高校にしっかりと指導すること。また、県立高校や私立高校に対しても同様の指導を行うよう、船橋市から千葉県に対して申し入れること。
4. 市立船橋高校は制服非着用を理由に受験者に不利な扱いをしないこと。公立、私立のいずれであっても制服非着用での受験が可能であり、不利にはならないことを中学校、志願者、保護者に緊急に周知徹底すること。また県立高校や私立高校においても受験者の制服非着用の保証を徹底するよう、船橋市から千葉県に対して申し入れること。

以上